

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
----	-----

規 則	
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… (住宅課)	19
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出…………… (農業支援課)	20
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	20
○道路の供用の開始…………… (道路課)	20
○市街地再開発組合の設立の認可…………… (建築指導課)	20
道公安委員会告示	
○行政不服審査法による公示送達……………	20

規 則

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年11月18日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第104号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則
北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。
別表第1の1の表道公営住宅の部北広島市の項中「1,534」を「1,529」に改め、同部芦別市の項中「179」を「219」に改め、同部深川市の項中「70」を「110」に改め、同部旭川市の項中「1,308」を「1,304」に改め、同別表の2の表駐車場の部北広島市の項中「275」を「298」に改め、同部芦別市の項中「114」を「154」に改め、同部深川市の項中「70」を「117」に改め、同部旭川市の項中「256」を「276」に改め、同部幕別町の項中「152」を「192」に改め、同表集会所の部中

美唄市	1
-----	---

を

美唄市	1
-----	---

に、

芦別市	1
-----	---

」

「

砂川市	3
-----	---

」を

「

砂川市	3
深川市	1

」に改める。

別表第4 北斗市の部七重浜団地駐車場の項、七飯町の部グリーンヒルななえ団地駐車場の項及び江差町の部円山通り団地駐車場の項中「3,040円」を「3,490円」に改め、同表小樽市の部新光団地駐車場の項中「3,540円」を「3,940円」に改め、同表芦別市の部中

ひばり第2団地駐車場	2,690円
------------	--------

」を

ひばり第2団地駐車場	2,690円
芦別ふれあい団地駐車場	2,920円

」に改め、同表深

川市の部中

緑町中央団地駐車場	2,920円
-----------	--------

」を

緑町中央団地駐車場	2,920円
であえーる北光中央団地駐車場	2,920円

」に改め、同表留

萌市の部栄町団地駐車場の項及び高砂団地駐車場の項、北見市の部寿団地駐車場の項及びサンライズ北2条団地駐車場の項、網走市の部中央公園団地駐車場の項、室蘭市の部常盤団地駐車場の項並びに帯広市の部緑西団地駐車場の項、公園東町団地駐車場の項、緑ヶ丘団地駐車場の項、新緑団地駐車場の項及び中央団地駐車場の項中「3,040円」を「3,490円」に改め、同表幕別町の部中

とち野団地駐車場	2,920円
----------	--------

」を

とち野団地駐車場	2,920円
あかしゃ南団地駐車場	2,920円

」に改め、同表釧

路市の部ことぶき団地駐車場の項中「3,540円」を「3,940円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 別表第1の1の表道公営住宅の部北広島市の項及び旭川市の項並びに同別表の2の表駐車場の部北広島市の項及び旭川市の項の改正規定 平成20年12月1日
- (2) 別表第1の1の表道公営住宅の部芦別市の項及び深川市の項並びに同別表の2の表駐車場の部芦別市の項、深川市の項及び幕別町の項並びに同表集会所の部芦別市及び深川市の項並びに別表第4芦別市の部、深川市の部及び幕別町の部の改正規定 平成21年1月1日
- 2 この規則の施行の日前の駐車場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第727号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、石狩花畔土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成20年11月18日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成20. 4. 1	監事	吉田 宣晃	石狩市生振93番地1
退任	同 20. 3.10	監事	阿部 武勲	石狩市生振406番地3

北海道告示第728号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成20年11月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 夕張市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 ダム用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び夕張市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第729号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日か

ら2週間、一般の縦覧に供する。

平成20年11月18日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 赤平奈井江線 北海道札幌土木現業所	空知郡奈井江町字東奈井江204番1地先から 空知郡奈井江町字東奈井江199番2地先まで	平成20.11.20
道道 函館上磯線 北海道函館土木現業所	函館市亀田本町87番15地先から 函館市昭和2丁目182番5地先まで	同 20.11.25

北海道告示第730号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第1項の規定により、次のとおり市街地再開発組合の設立を認可した。

平成20年11月18日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 組合の名称 稚内駅前地区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地 稚内市中央3丁目16番23号
- 3 設立認可の年月日 平成20年11月10日
- 4 事業施行期間 平成20年11月10日から平成24年3月31日まで
- 5 施行地区 稚内市中央3丁目568番1、568番3、568番4、568番5、568番8、568番9、568番11、568番12の一部、568番14、568番16、568番18、2049番5、2425番1、2425番2、2425番3、2425番4の一部、2425番7、2425番8、2425番9、2425番10、2425番11、2534番2及び2553番の一部
- 6 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで。ただし、平成20年度は、平成20年11月10日から平成21年3月31日まで
- 7 公告の方法 この事業の公告は、事務所の掲示場のほか、組合が適当と認める場所に掲示して行う。
- 8 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限 平成20年12月17日

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第128号

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第48条において準用する同法第42条第2項ただ

し書及び第3項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成20年11月18日

北海道公安委員会委員長 佐々木 亮 子

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名

(1) 異議申立書記載の住所 札幌市手稲区西宮の沢5条1丁目22番13-103号

(2) 異議申立人 小川 潤 三

2 公 示 事 項

異議申立人が、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成20年7月22日（郵便の消印日同年7月21日）付けて当公安委員会に提起した異議申立てについて、当公安委員会は、同年9月3日付けて決定をしたが、異議申立人に決定書の謄本を送付することができない。よって、当該決定書の謄本は、当公安委員会（北海道警察本部警務部監察官室）で保管し、いつでもこれを交付するから、異議申立人は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

